

各 位

一般財団法人 大阪府社会保険協会

「社会保険の事務手続 令和 5 年度版」の一部訂正について

平素は当協会に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「社会保険の事務手続 令和 5 年度版」(冊子)を会員証とともに事業所様へお送りいたしました。が、本冊子に一部誤りがあることが判明しました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、下記のとおり訂正をお願い申し上げますとともに、会員事業所の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

記

3 頁 「協会けんぽ・厚生年金・雇用保険の令和 5 年度保険料」

◆「協会けんぽの保険料率は 10.0%を維持」の下から 1 行目

誤	「0.18 ポイント引き <u>下げ</u> られました」	➡	正	「0.18 ポイント引き <u>上げ</u> られました」
---	-------------------------------	---	---	-------------------------------

37 頁下段

「適用事業所での常用的使用関係で被保険者に」の表中(青塗り枠の左側、上から 2 つ目)

誤	「所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から」
---	-------------------------------------



正	「2 カ月以内の期間であっても、当該期間を超えて雇用される場合は、当初から」
---	--

* 法律改正に伴い、令和 4 年 10 月から被保険者資格の勤務期間要件が見直されました。

詳細につきましては、ホームページ内 WEB 版「大阪社会保険時報」2023 年 8・9 月(第 874 号)に掲載しています日本年金機構のページ「新たに従業員を採用したときはご注意ください」をご参照ください。